

規則等の案の概要

1 規則等の案の題名

児童福祉法第 22 条第 1 項に規定する助産の実施、同法第 23 条第 1 項に規定する母子保護の実施、同法第 27 条第 1 項第 3 号に規定する措置、同条第 2 項に規定する委託措置及び同法第 33 条の 6 第 1 項に規定する児童自立生活援助の実施に関する静岡市児童福祉法等施行細則第 33 条第 2 項に規定する費用に係る徴収基準を定めた告示の一部改正について（案）

2 規則等を定める根拠となる法令の条項

静岡市児童福祉法等施行細則第 33 条第 2 項

3 改正の趣旨

本市では、母子生活支援施設や児童自立支援施設等への入所措置等を行った場合、措置費の一部を扶養義務者が負担することとしており、その負担金額は市町村民税所得割等を基に算定しています。

令和 5 年度から本市が開始する『静岡市第二子以降障害児入所支援利用者負担額無償化事業』の実施にあたり、対象児童が措置において障害児入所施設に入所する場合に、その扶養義務者が負担することとして算定された金額を免除するよう改正します。

4 規則等の案の内容

第 2 項の表備考 7 の次に次のように加える。

措置児童等が、扶養義務者の児童、当該扶養義務者の児童であった者及び当該扶養義務者又はその配偶者の直系卑属（当該扶養義務者の児童及び当該扶養義務者の児童であった者を除く。）（当該扶養義務者と生計を一にする者に限る。）が 2 人以上いる扶養義務者であって、当該扶養義務者及び当該扶養義務者と同一の世帯に属する者（最年長者である者を除く。）であって、出生から満 3 歳に到達した日以後最初の 4 月 1 日に達する日までの者であった場合は、児童福祉法第 56 条第 2 項の規定にかかわらず、当該措置児童等にかかる措置費のうち実費負担に相当する部分を除いた部分については徴収しないこととする。ただし、当該措置児童等に係る措置費のうち実費負担に相当する部分については、この表の基準額を上限として徴収することができる。

5 規則等を施行する時期（予定）

令和 5 年 8 月 1 日